

災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第一条 この協定は、石内北流通地区連絡協議会（以下「甲」という。）と石内地区自主防災会連合会、五月が丘学区自主防災会連合会及び藤の木学区自主防災会連合会（以下「乙」という。）が、互いに助け合う「共助」の精神に基づき、協力して災害被害の拡大防止及び軽減を図ることを目的とする。

(対象地区)

第二条 石内地区内に著しい被害の及ぶ大規模災害が発生した場合において、甲及び乙は、相互に応援を要請することができるものとする。

(応援の内容)

第三条 甲と乙は、次の事項について相互に応援を要請することができるものとし、要請を受けたものは、この要請に対し可能な範囲においてこれを応援するものとする。

- (1) 負傷者の救出及び救護活動
 - (2) 避難場所及び生活物資等を集積する場所の提供
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援として行うことを相当とみとめたもの
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項についても、可能な範囲の応援をするものとする。

(経費の負担)

第四条 甲及び乙が行う活動に伴う経費は、甲乙それぞれ自己の負担とする。

(連絡責任者等)

第五条 この協定に関する連絡責任者は、甲は、石内北流通地区連絡協議会会長、乙は、石内地区自主防災会連合会会長とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の相互の連絡体制及び連絡方法等について定め、必要に応じて更新するものとする。
- 3 甲及び乙は、避難経路及び緊急避難場所等について定め、各々の構成員に周知するものとし、必要に応じて更新するものとする。

(調整会議)

第六条 甲及び乙は、意思疎通を図るため、必要に応じて調整会議を開くものとする。

(訓練等)

第七条 甲及び乙は、各々が主催する防災訓練等に相互に積極的に参加する。

(災害補償等)

第八条 本協定は、「共助」の精神に基づくものであり、損害の補償は行わない。

ただし、災害応援協力者が第三条に規定する応援活動に従事又は前条に規定する訓練等に参加し、障害を受けた場合は、甲乙協議のうえ、法令等に基づいて災害補償を受けるために必要な手続きを行うものとする。

(協議)

第九条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第十条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 石内北流通地区連絡協議会

会 長 藤井 豊

乙 石内地区自主防災会連合会

会 長 山崎 正志

五月が丘学区自主防災会連合会

会 長 船川 洋

藤の木学区自主防災会連合会

会 長 古屋 忠臣